

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に伴う本学の対応について

学生・教職員のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5月8日から「新型インフルエンザ等感染症」の2類相当から「季節性インフルエンザ」と同じ「5類感染症」に変更され、これまで政府が定めていた基本的対処方針等は廃止されました。このため、日常における基本的な感染対策については、政府からの一律の対応要請はなくなり、個人や事業者の判断に委ねることが基本となりました。

本学では、本日（5月10日）、危機対策本部会議を開催し、これらの変更等に伴う本学の対応について協議し、基本的には、政府や愛媛県の示す方針と合わせ、これまで定めていた感染対策を緩和して、次のとおり対応することとしますので、お知らせします。

（1）基本的感染対策について

<マスクの着用について>

マスク着用について、大学の教育・研究活動の実施に当たっては、基本的にマスク着用を推奨している現在の取扱いを以下のとおり改める。

○マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、その着用は個人の判断に委ねることを基本とすること。

○本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないようにすること。

○但し、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を求めることがあり得ること。

○高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため等、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨すること。

- 医療機関受診時
- 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※）に乗車する時（当面の取扱）

※ 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。

○その他、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く場合は、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用を推奨すること。

○症状がある場合等の対応

症状（発熱、咳、息苦しさ、倦怠感など）がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控える。

通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。

<換気や手洗い等の手指衛生>

新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策としては、手洗い等の手指衛生や換気が有効であることから、諸活動においてこれらを励行すること。

<「3つの密」の回避、人と人との距離の確保>

流行期において、重症化リスクの高い者が換気の悪い場所や混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策としては有効であることから、自らを感染から守る行動を心がけること。

(2) 愛媛大学新型コロナウイルス感染症に対するBCP（行動方針）

5月10日以降は、本BCP（行動方針）は適用しない。

今後、新たな流行期が到来した場合は、本BCPの適用を検討する。

※BCPに基づき策定していた「研究継続判断基準」及び「研究活動ガイドライン」も適用しない。

※「教職員及び学生等の海外渡航・渡日についてのBCP」も適用しない。なお、外国出張、海外留学・研修、または私事で海外へ渡航する場合は、従来の「外務省海外安全ホームページに基づく学内基準」に従って、可否を判断すること。

(3) 陽性者・有症者等への対応

<陽性者：教職員>

陽性者となった教職員については、外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねることを原則とするが、以下の目安を推奨する。

- ・発症の翌日から5日間は外出を控える
- ・症状が軽快した後1日を経過するまでは、外出を控える。

※これまで措置していた就業禁止等は廃止し、年次休暇、病気休暇等で対応する。

<陽性者：学生>

5月8日以降も引き続き、発症の翌日から5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまでは出席停止期間とする。「正当な理由による授業欠席」として扱う。

<周りの方への配慮>

周りの方への配慮として、発症日から10日間が経過するまでは、感染性を有するウイルス放出の可能性があることから、不織布マスクの着用、高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮する。

<流行下における療養からの登学・出勤の基準>

5月10日以降は、本基準は適用しない。体調不良となった場合は自主的な対応とし、受診や療養の相談は、引き続き、総合健康センターが窓口となり行う。

【愛媛大学総合健康センターHP：<https://hoken.hsc.ehime-u.ac.jp/>】

(4) 濃厚接触者の特定・管理

濃厚接触者の特定及び管理は終了する。なお、同居家族に陽性者がいる場合は、周囲に感染を広げないために、同居家族の発症日の翌日から特に5日間は、体調に注意し、マスク着用を推奨する。

(5) 陽性者・濃厚接触者報告及びHPでの公表

これまで、フォームで行っていた感染者報告は、上記(4)と併せて終了し、週1回本学公式ウェブサイトで公表していた感染者数の公表も終了する。

(6) 会議実施方針

5月10日以降BCP(行動方針)を適用しないため、会議実施方針は定めないが、基本的感染対策としての換気、3つの密の回避を励行し、遠隔会議が有効な場合は、積極的に活用する。

(7) その他

- ・教職員の就業等の取扱いについては、別途通知します。
- ・SafetyLink24による「毎朝の健康状態確認」の実施は終了しますが、規則正しい生活を心がけ、体調管理に努めてください。

【参考】

○[新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけの変更等に関する対応方針について](#)

(令和5年1月27日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

○[新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針](#) (令和3年11月19日(令和5年2月10日変更) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

○[マスク着用の考え方の見直し等について](#)

(令和5年2月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

○[令和5年5月8日以降の大学等における新型コロナウイルス感染症対策について\(周知\)](#)

(令和5年4月28日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡)